

一、本月二十三日労働組合見、結果會社側は於て此案を提出せし要求條項に對し
テハ四層に及ぶアラスト拒絶せん爲交渉停頓ス

二、東京並船會社株式會社在破エテ同債金三百萬ヲ爭議団より提供セリ
標記會社に於ける労働爭議に關してハ既報ノ通りナリ
其ノ後ノ経過左記ノ通り有之

記

一、労働者側ノ状勢

本月二十三日會社側より要求條項に對し會社側は回答ノ
理由を非ラスト破産セラルタル爲工場内に在りタル
職工約四十名ハ工場主に於て保管中ノ職工自身ノ財
産ノ拂戻方ヲ工場主に請求シタルヲ以テ會社に於て
ハ夫々請求に應じ之を交附セリ

亦後連日爭議職工ハ爭議団本部に集合對策協議中ナ
リコト本月廿五日本社より製品搬出ノ爲自動車ヲ運
送シ工場より製品ヲ搬出セントシタルニ爭議団員之
ハ妨害シ搬出スル事ヲ得サラシメタル等ノ事實アル
ヲ以テ所轄署に於て銃意視察警戒ヲ加ヘワ、アリ
二、労資双方ノ交渉状況

本月廿三日午前十時組合本部より熊本坪井ノ二名職
工中より吉野地、柴田、矢山、野山等代表トナリ本社ヲ
訪問シ柳沢代々木、三輪上山等ノ會社取締役ト會見ノ
上是を提出シタル要求書に回答ヲ求めタルカ會社側
に於てハ「職工一同ハ既に解雇セルモノナルヲ以テ要
求書に對しテハ回答ノ必要無し」旨答へタルニ労働者